

平成28年11月29日

郡市医師会担当理事 殿

富山県医師会常任理事

南 里 泰 弘

医師法施行規則の一部を改正する省令について（医師届出票の一部改正）

標記について、日本医師会長から別添のとおり通知がありましたので送付します。

このことは、日医ニュースの12月5日号に掲載予定とされており、本会ホームページ「医療機関の皆様へ」にも掲載します。



日医発第 909 号 (地 I 229)

平成 28 年 11 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉



医師法施行規則の一部を改正する省令について (医師届出票の一部改正)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長より本会宛に、医師法施行規則の一部を改正する省令についての了知方依頼がありました。

医師は、医師法上、2 年毎の年の 12 月 31 日現在における氏名、住所その他の事項を、当該年の翌年 1 月 15 日までに、医師法施行規則に定める医師届出票により、住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならないとされております。

今般、医師届出票の様式が一部改正され、「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄が新たに設けられるとともに、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」の欄に「麻酔科の標榜資格 (麻酔科標榜医)」が追加されました。

本年は届出の年にあたり、平成 28 年 11 月 15 日 (日医発第 891 号 (情シ 29)) の文書をもって提出のお願いをしております。また、日医ニュースの 12 月 5 日号でも届出の案内を掲載する予定です。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

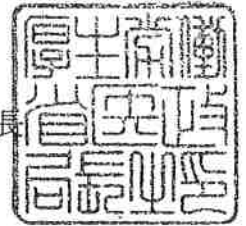
28.11.24

医政発 1116 第 3 号

平成 28 年 11 月 16 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛て通知しましたので、その内容について御了知いただきますようお願いいたします。



医政発 1116 第 2 号
薬生発 1116 第 1 号
平成 28 年 11 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

医師法施行規則等の一部を改正する省令について（通知）

医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 148 号）については、平成 28 年 9 月 16 日に公布され、同日施行されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 47 号）に規定する第 2 号書式（医師届出票）の一部改正

「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」、「医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等」の欄を医師届出票に新たに設けるとともに、「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」の欄に「麻酔科の標榜資格」（麻酔科標榜医）を新たに追加したこと。

第二 歯科医師法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 48 号）に規定する第 2 号書式（歯科医師届出票）の一部改正

「従たる従事先」、「就業形態」、「休業の取得」の欄を歯科医師届出票に新たに設けたこと。

第三 薬剤師法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 5 号）に規定する様式第 6（薬剤師届出票）の一部改正

「就業形態」、「休業の取得」の欄を薬剤師届出票に新たに設けたこと。

以上

(参考)

- 別添1 医師法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 148 号）
- 別添2 医師法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省令第四百十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二号書式を次のように改める。



医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所		〒 -	
		都 道 府 県	
ふりがな		電 話	
(2) 氏 名		市外局番 (-)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 医 籍 登 録 番 号	第 号	(6) 医 籍 登 録 年 月 日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別			
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別	
01～17のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～16のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ) 	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者	
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者	
	医育機関 (医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)	
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者	
	上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 12及び13以外の産業医 15 上記以外の保健衛生業務の従事者	
	その他	16 その他の業務の従事者 17 無職の者	
(8) 主たる従事先 ((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～15のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな		電 話	
名 称		市外局番 (-)	
所在地		〒 -	
		都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～15のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)			
ふりがな		電 話	
名 称		市外局番 (-)	
所在地		〒 -	
		都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～15のいずれかを記入した者のみが記入すること。)			
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。		
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他		
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業		

裏面へ続く

(13) 従 事 す る 診 療 科 名 等 従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。 臨床研修医の場合、「40 臨床研修医」のみを○で囲むこと。 該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。	(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)																		
(14) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名及び麻酔科の標榜資格 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 645 478 1317"> I </td> <td data-bbox="478 645 790 1317"> 01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科 </td> <td data-bbox="790 645 1005 1317"> 02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科 </td> <td data-bbox="1005 645 1385 1317"> 03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1317 478 1899"> II </td> <td data-bbox="478 1317 790 1899"> 16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科 </td> <td data-bbox="790 1317 1005 1899"> 17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科 </td> <td data-bbox="1005 1317 1385 1899"> 18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1899 478 2000"> III </td> <td data-bbox="478 1899 790 2000"> 34 リハビリテーション科 37 病理診断科 </td> <td data-bbox="790 1899 1005 2000"> 35 放射線科 38 臨床検査科 </td> <td data-bbox="1005 1899 1385 2000"> 36 麻酔科 39 救急科 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 2000 478 2051"> IV </td> <td data-bbox="478 2000 790 2051"> 40 臨床研修医 </td> <td data-bbox="790 2000 1005 2051"> 41 全科 </td> <td data-bbox="1005 2000 1385 2051"> 42 その他 () </td> </tr> </table>			I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	IV	40 臨床研修医	41 全科	42 その他 ()
I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科																
II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科																
III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科																
IV	40 臨床研修医	41 全科	42 その他 ()																
(15) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。 (修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。) 大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1317 478 1899"> I </td> <td data-bbox="478 1317 790 1899"> 01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医 </td> <td data-bbox="790 1317 1005 1899"> 02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医 </td> <td data-bbox="1005 1317 1385 1899"> 03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1899 478 2051"> II </td> <td data-bbox="478 1899 790 2051"> 18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医 </td> <td data-bbox="790 1899 1005 2051"> 19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医 </td> <td data-bbox="1005 1899 1385 2051"> 20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 2051 478 2213"> III </td> <td data-bbox="478 2051 790 2213"> 31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医 </td> <td data-bbox="790 2051 1005 2213"> 32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医 </td> <td data-bbox="1005 2051 1385 2213"> 33 乳腺専門医 36 小児外科専門医 39 透視専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医 </td> </tr> </table>			I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医	II	18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医	19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医	20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医	III	31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医	32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	33 乳腺専門医 36 小児外科専門医 39 透視専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医				
I	01 総合内科専門医 04 精神科専門医 07 産婦人科専門医 10 泌尿器科専門医 13 麻酔科専門医 16 形成外科専門医	02 小児科専門医 05 外科専門医 08 眼科専門医 11 脳神経外科専門医 14 病理専門医 17 リハビリテーション科専門医	03 皮膚科専門医 06 整形外科専門医 09 耳鼻咽喉科専門医 12 放射線科専門医 15 救急科専門医																
II	18 呼吸器専門医 21 腎臓専門医 24 糖尿病専門医 27 アレルギー専門医 30 心療内科専門医	19 循環器専門医 22 肝臓専門医 25 内分泌代謝科専門医 28 リウマチ専門医	20 消化器病専門医 23 神経内科専門医 26 血液専門医 29 感染症専門医																
III	31 呼吸器外科専門医 34 気管食道科専門医 37 超音波専門医 40 老年病専門医 43 漢方専門医 46 核医学専門医 49 ペインクリニック専門医 52 がん薬物療法専門医 55 小児神経専門医	32 心臓血管外科専門医 35 消化器外科専門医 38 細胞診専門医 41 消化器内視鏡専門医 44 レーザー専門医 47 大腸肛門病専門医 50 熱傷専門医 53 周産期(新生児)専門医 56 一般病院連携精神医学専門医	33 乳腺専門医 36 小児外科専門医 39 透視専門医 42 臨床遺伝専門医 45 気管支鏡専門医 48 婦人科腫瘍専門医 51 脳血管内治療専門医 54 生殖医療専門医																
(16) 本屆出票の活用に対する確認	各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本屆出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。																		
(17) 備 考	同意しない場合																		

(歯科医師法施行規則の一部改正)

第二条 歯科医師法施行規則(昭和二十三年厚生省令第四十八号)の一部を次のように改正する。
第二号書式を次のように改める。



歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六条関係)

(1) 住 所	〒 - 都 道 府 県	
ふ り が な	電 話	
(2) 氏 名	市外局番 (- -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 歯科医籍登録番号	第 号	(6) 歯科医籍登録年月日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 従事している施設及び業務の種別		
回答欄	施設の種別	業 務 の 種 別
01～16のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別(1つ) 	診療所	01 診療所の開設者又は法人の代表者 02 診療所の勤務者
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～15のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別(1つ) 	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 病院の開設者又は法人の代表者 04 病院の勤務者
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学又はその附属機関)	05 医育機関の臨床系の教官又は教員 06 医育機関の臨床系の大学院生 07 医育機関の臨床系の勤務者で05及び06以外の者(医員、臨床研修医、その他) 08 医育機関の臨床系以外の大学院生 09 医育機関の臨床系以外の勤務者で08以外の者(教官、教員、その他)
	介護老人保健施設	10 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 11 介護老人保健施設の勤務者
	上記以外の施設	12 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 13 行政機関の従事者 14 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	15 その他の業務の従事者 16 無職の者
(8) 主たる従事先 ((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	市外局番 (- -)	
所在地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(9) 従たる従事先 (複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～14のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)		
ふりがな	電 話	
名 称	市外局番 (- -)	
所在地	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
主たる従事先の状況 (以下の(10)～(12)欄は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～14のいずれかを記入した者のみが記入すること。)		
(10) 就 業 形 態	1・2いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。。「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
(11) 主たる業務内容	最も長時間従事している業務内容の番号を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 その他	
(12) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	

裏面へ続く

(13) 従事する診療科名等	((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)	
従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。	1 歯科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 臨床研修歯科医 臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。	主たる診療科名の番号(1つ)
(14) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名 取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。	医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。 資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。 なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。 1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医	
(15) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
(16) 備考		

提出期限 翌年1月15日

(薬剤師法施行規則の一部改正)

第三条 薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

様式第六を次のように改める。



薬 剤 師 届 出 票

(年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -	
	都 道 府 県	
ふ り が な	電 話	
(2) 氏 名	市外局番 (- -)	
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 主 に 従 事 し て いる 施 設 及 び 業 務 の 種 別 業務の種別の01～13のうち1つを○で囲むこと。	施設の種別	業 務 の 種 別
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他（治験、検査等）
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	大学	07 勤務者（研究・教育） 08 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 10 医薬品販売業
	上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者
	ふ り が な	電 話
(8) 従 事 先 の 名 称 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	市外局番 (- -)	
(9) 従 事 先 の 所 在 地 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒 - 都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(10) 就 業 形 態 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	1 ・ 2 いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 ※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない。）。 「非常勤」とは「常勤」以外の者。	
(11) 休 業 の 取 得 (7)欄の01～12のいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(12) 本 届 出 票 の 活 用 に 対 す る 確 認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報（(1)～(4)、(7)～(11)欄。（(4)は生年のみ。）を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
(13) 備 考		

同意しない場合

提 出 期 限 翌年1月15日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案

現行

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

歯科医師届出票

(年12月31日現在)

第二号書式(第六次関係)

Form with fields for (1) 住所, (2) 氏名, (3) 性別, (4) 生年月日, (5) 歯科医師登録番号, (6) 従事している施設及び職務の種別, (7) 主たる従事先, (8) 従事先, (9) 所在地, (10) 主たる従事先, (11) 主たる業務内容, (12) 外資の取扱い.

第二号書式(第六次関係)

Form with fields for (1) 住所, (2) 氏名, (3) 性別, (4) 生年月日, (5) 歯科医師登録番号, (6) 従事している施設及び職務の種別, (7) 主たる従事先, (8) 従事先, (9) 所在地, (10) 主たる従事先, (11) 主たる業務内容, (12) 外資の取扱い.

(13) 姓 名 科 名 等 (17) 種 の「主たる施設・業務の種別」に01-07のいずれかを記入した者のみが記入すること。	
従事するすべての診療科 名の番号を○で囲むこ と。また、2つ以上○で 囲んだ者は右欄に主たる 診療科名の番号を1つ記 入すること。	1 内科 2 矯正歯科 3 小児歯科 4 歯科口腔外科 5 歯床修復歯科医 歯床修復歯科医の場合、15 歯床修復歯科医1のみを○で囲むこと。 主たる診療科名 の番号(1つ)
(14) 取得している広告可 能な歯科診療の専門 性に關する資格名 医療法に基づいて広告することとされている歯科医師の専門性に關する資格を指す。 資格は複数であるため、現施設で業務を担っているかどうかを添削の上記入すること。 なお、「限定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。	1 口腔外科専門医 2 歯周病専門医 3 歯科麻酔専門医 4 小児歯科専門医 5 歯科放射線専門医
(15) 取得しているすべての登 録者の番号を○で囲むこ と。	
(16) 対 する 種 別	産科産科医における歯科医師の適正配置の維持等に活用するため、本 施設に所属した歯科の全部又は一部を、住所地の産科産科医又は併設の所在地の 産科産科医が利用することにより同定する場合には、右欄に○を付けること。 同定しない場合
(16) 備 考	

提出期限 翌年1月15日

(13) 本施設の出産に 対する同意確認 (14) 備 考	本施設において産科産科医の適正配置の維持等に活用するため、本施設 に所属した産科の全部又は一部を、住所地の産科産科医又は併設の所在地の 産科産科医が利用することにより同定する場合には、右欄に○を付けること。 同意確認
---	--

提出期限 翌年1月15日

改正案

現行

薬剤師届出票

薬剤師届出票

(年12月31日現在)

(年12月31日現在)

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -
ふりがな	都 道 府 県
(2) 氏 名	市外局番 () 電 話 ()
(3) 性 別	1 男 2 女 (4) 生 年 月 日 () 年 () 月 () 日
(5) 薬剤師番号	第 号 (6) 登録年 月 日 () 年 () 月 () 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種類 業務の種類 01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者 03 調剤・消毒業務 04 その他 (治療、検査等) 05 調剤・消毒業務 06 その他 (治療、検査等) 07 勤務者 (研究、教育) 08 大学院生又は研究生 09 医薬品製造販売業・製造業 (研究・開発、営業、その他) 10 医薬品販売業 11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者 12 その他の業務の従事者 13 無職の者
(8) 従事先の名称	市外局番 () 電 話 ()
(9) 従事先の所在地	〒 -
(10) 就業形態	1 常勤 2 非常勤 3 非常勤 以下を取扱中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業
(11) 休業の取扱い	以下を取扱中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業

様式第六(第七条関係)

(1) 住 所	〒 -
ふりがな	都 道 府 県
(2) 氏 名	市外局番 () 電 話 ()
(3) 性 別	1 男 2 女 (4) 生 年 月 日 () 年 () 月 () 日
(5) 薬剤師番号	第 号 (6) 登録年 月 日 () 年 () 月 () 日
(7) 主に従事している施設及び業務の種類	施設の種類 業務の種類 01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者 03 調剤・消毒業務 04 その他 (治療、検査等) 05 調剤・消毒業務 06 その他 (治療、検査等) 07 勤務者 (研究、教育) 08 大学院生又は研究生 09 医薬品製造販売業・製造業 (研究・開発、営業、その他) 10 医薬品販売業 11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者 12 その他の業務の従事者 13 無職の者
(8) 従事先の名称	市外局番 () 電 話 ()
(9) 従事先の所在地	〒 -
(10) 就業形態	1 常勤 2 非常勤 3 非常勤 以下を取扱中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業
(11) 休業の取扱い	以下を取扱中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業

提出期限
昭和36年1月15日

(12) 本届出票の活用に関する確認	各都道府県における選挙区確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報（(1)～(4)、(7)～(11)項、(4)は生年のみ。）を、住所地の都道府県及び投票先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。 同意しない場合
(13) 備考	

提出期限 翌年1月15日